

整形外科外来からのお願い

当院は、地域医療支援病院として『地域の人々と勤労者に、地域医療機関と密接に連携しつつ、安全に十分配慮した先端的医療を提供する』ことを理念に掲げております。とくに整形外科においては、ご紹介いただいた患者様が当院で検査・手術等の治療を受けられた後、再び地域医療機関で診察を受けられることを第一とし、日々努力を重ねて参りました。

しかしながら、整形外科は外来患者様が非常に多く、増え続ける外来診療業務への対応に大変困難な状況が生じております。

つきましては、診療待ち時間を適正な範囲まで短縮させ、重症患者さんへの速やかな対応を可能とするため、下記についてご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1 重症疾患を中心に高度な医療サービスを提供するため、**平成26年4月1日**から整形外科への受診は原則として、他の医療機関（病院・診療所等）が整形外科での専門治療を必要と認めた方に限らせていただきます。したがって、**初診の際には、紹介状が必要となります。**なお、この場合なるべく事前に地域医療連携室で予約をお取りください。

また、診察する医師の希望がある場合は、必ず地域医療連携室で予約をお取りください。

- 2 整形外科にかかりつけで病状が安定した方（例：投薬治療のみの方）には、地域の診療所等に紹介いたしますので、そちらで引き続き診療を受けてくださるようお願いいたします。

なお、この場合でも緊急を要する病状の変化が生じた方は、救急外来にて対応いたします。

- 3 上記以外でも、緊急を要する患者様については、救急外来にて対応いたします。
- 4 2および3の場合、紹介状は不要ですが、必ず事前に当院へご連絡願います。

以上

和歌山労災病院 院長
和歌山労災病院 整形外科 部長